

番号	質問内容	回答
1	<p>実施事項(2)必須事項④(地域との連携や近隣商店街との連携・調和を図る取組)について、事業者、入居テナントともに商店街の組合への加入は必須か。 また、入会に伴い、費用、会議体等の内容がわかれば開示いただきたい。</p>	<p>少なくとも、テナントの京・寺町会商店街振興組合への加入は必須と考えています。運営事業者の加入については、事業者決定後の協議により検討することを想定しています。 入会に伴う費用としては、入会金:1万円、出資金:1万円、賦課金:年間 3万6千円(1ヶ月 3千円)が必要となりますほか、各共同事業に必要な経費を求める可能性があります。 また、会議体としては、年1回の総会のほか、年に数回は委員会等への出席をいただくことがあります。</p>
2	<p>実施要項4(2)必須事項②(契約内容)について、テナントからの賃料等の入金に関して、入金期限の翌営業日、その後は都度入金あり次第、メールなどで入金金額を展開いただくことは可能か。</p>	<p>賃料等の入金、徴収のスキームについては今後検討していきます。</p>
3	<p>実施要項4(2)任意事項③(賃料の目安)について、テナントから徴収する賃料に歩合を含むことは検討しているか。</p>	<p>歩合部分を設けた場合、双方の手続きが増えることなども踏まえ、現段階では、京都市と事業者間で協議の上決定することを想定しています。</p>
4	<p>実施要項4(2)任意事項⑤(市庁舎前広場等と連携した企画の可能性)について、市庁舎前広場等でイベントを行う場合の場所や内容の制限・費用等の規定又は想定はあるか。</p>	<p>現時点では、市庁舎前広場に関しては、原則京都市の関連事業に限定して無償で利用をいただいています。一方で、テナントにおいて、京都市の関連事業と連動した企画の可能性や、現在の運用によらない新たな取扱いに基づく利用については、今後検討していく想定です。</p>
5	<p>外部掲出看板は、店舗誘致に欠かせないツールだが、新設の予定はあるか。</p>	<p>例えば躯体部分については京都市が看板を設置することも含めて検討しており、最終的には京都市と事業者間で協議の上決定することを想定しています。なお、京都市での設置に関しては当該予算の議決が前提となります。</p>

番号	質問内容	回答
6	市庁舎全体の建物・設備管理の管理会社は、西庁舎1階も対象として管理する認識でよいか。	市庁舎全体の建物・設備管理に関しては、建物の機械設備などを保守管理する業務と夜間休日の建物警備を行う業務に分けており、いずれも入札により業務委託しています。西庁舎1階の共用部分については、基本的にはお見込みのとおりですが、夜間・休日は庁舎のビル管理が不在です。共用部分の設備の故障等は、平日昼間に庁舎管理課に連絡いただくと同時に、室内のブレーカーが落ちた等の簡単な対応は店舗側で実施していただきたいと考えています。夜間・休日の共用部分の対応としては、鍵の開閉など簡単な作業のみ、警備の委託業者により対応することを想定していますが、その他の対応は事業者において実施していただくことを想定しています。
7	本店舗区画の加盟する商店街組合は、京・寺町会商店街振興組合になるのか。	お見込みのとおりです。
8	商店街組合からの要望もあり、店舗区画を設置することになったと伺っているが、具体的にはどのような要望が出ているか(賑わい創出でも昼夜を問わないのか、業態の要望はないのか等)。	落ち着いたある大人の街にふさわしい店舗等を誘致し、商店街活性化に寄与することや、より魅力的な店舗区画となるようなコンセプトをもった計画とすることを要望いただいております。
9	京都市としては、この商店街や店舗区画がどのようになっていくことが理想か、具体的なイメージはあるか。	寺町通に面して店舗を設けることによって、商店街の連続性を確保し、また、店舗区画と商店街で共存した運営と活性化を図ることで、寺町通に賑わいを創出し、商店街の魅力をより一層引き出すことができると考えております。また、当該区画に店舗を設置することで、市庁舎がより多くの市民等で賑わい、親しまれることを目指すとともに、本市の収入の確保にもつながる持続可能な運営を行うことができると考えております。
10	出窓の部分は、テナント側で撤去し、契約終了後テナント側で設置工事をする事は可能か。	建物躯体に関しては、変更いただくことができません。
11	店舗区画にかかる、留意すべき条例や規制などがあれば教えてもらいたい。	一般的に店舗を設置する際などに適用を受ける法令のほか、京都市屋外広告物等に関する条例や京都市市街地景観整備条例などがあります。